

トラック運送業に係る国土交通省の最近の取組

令和8年11月
東北運輸局宮城運輸支局

(1) 改正物流法等を通じた荷主・物流事業者・消費者等の連携・協力の強化

①荷主・物流事業者等の連携・協力による新たな商慣行の定着



複数の荷主の貨物の積合せのためのリードタイムの確保



トラック予約受付システムの導入



パレット等の輸送用器具の活用

②消費者、発着荷主をはじめとする物流関係者全体の行動変容・意識改革の推進



コンビニなど 街の宅配ロッカー
宅配便営業所 自宅の宅配ボックス 置き配



商品購入画面
☑ ゆっくり便
☐ 即日配送
「ゆっくり便」でOK!



配送コストがかかります
配送負荷の軽減にご協力ください

EC事業者

消費者

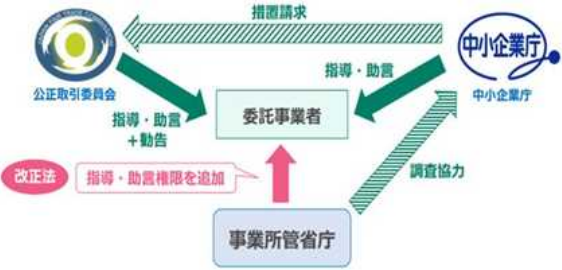
物流コストに関する消費者等の理解醸成のための広報

「再配達削減PR月間」の実施

物流に配慮した注文方法

(2) 適正な運賃収受等に向けた価格転嫁の円滑化と取引環境の適正化の推進

①トラック・倉庫業界等における価格転嫁と取引適正化の推進



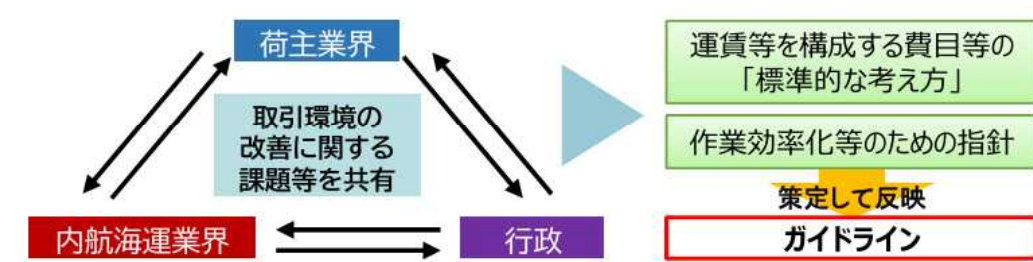
公正取引委員会
中小企業庁
委託事業者
事業所管省庁
改正法
指導・助言
指導・助言+勧告
調査協力



公正取引委員会とトラック・物流Gメンの合同荷主パトロール

中小受託取引適正化法に基づく指導・助言

②内航海運における荷主等との取引環境の改善



③港湾運送事業や空港グランドハンドリング事業での適正取引の推進

(3) トラック適正化2法等を通じたトラック運送業界全体の構造転換の推進

①トラック適正化2法を通じたトラック運送業界の健全化の推進

事業の適性な運営確保に必要な費用

燃料費	人件費
減価償却費	公租公課

反映して算出
適正原価

適正原価を下回らない運賃・料金の収受



違法な「白トラ」への規制強化

荷主
元請
1次請け
2次請け
n次請け

今後
荷主
元請
1次請け
2次請け

多重取引構造の是正

②トラック運送業の事業基盤の強化



事業協同組合等による協業化



事業承継・M&Aによる事業規模の拡大

事業経営の維持・継続や法令遵守に向けた体制の確保

荷主等に対する価格交渉力の向上

改正物流関連法(令和6年5月15日公布)の振り返り

- ・働き方改革に関する法律（2024年4月から適用）により物流の停滞、輸送力不足の可能性が懸念。
 - ・物流産業の**労働環境を改善**し魅力ある産業とするため、**取引環境を改善**し、**物流の持続的成長**を図ることが必要。
- 法改正により、全ての荷主と物流事業者に「物流効率化への対応」を義務付け

	物流効率化法 荷主・物流事業者に対する 規制的措置	貨物自動車運送事業法 トラック事業者の取引に関する 規制的措置
令和6年5月15日	改正物流二法の公布	
令和7年4月1日【施行①】	・基本方針 ・荷主・物流事業者等の努力義務、判断基準 ① 積載効率の向上等 ② 荷待ち時間の短縮 ③ 荷役等時間の短縮	・運送契約の書面交付義務 ・発注適正化＜努力義務＞ ・運送利用管理規定の作成・管理者選任義務（一定規模以上） ・実運送体制管理簿の作成 ・貨物軽自動車運送事業者への安全管理義務強化
令和7年11月～12月	判断基準に関する調査・公表	
令和8年4月1日【施行②】	・「特定事業者」の指定（一定規模以上） ・中長期計画の作成義務（特定事業者） ・物流統括管理者の選任（特定事業者）	
令和8年10月末	中長期計画の提出（特定事業者）	
令和8年秋頃	判断基準に関する調査・公表	
令和9年7月末	定期報告の提出（特定事業者）	

荷主の皆さん、チェックしましょう!

荷主(発荷主・着荷主)の判断基準の簡易チェックリスト

荷物を出す人 －第1種荷主(主に発荷主)－		荷物を受け取る人 －第2種荷主(主に着荷主)－	
積載効率の向上	他の貨物との積合せなどトラック事業者が積載効率の向上等に取り組めるよう、適切なリードタイムを確保されていますか。	積載効率の向上等の取組を進めるため、協議を行っていますか。	☐
	貨物の出入荷量の適正化を図るため、貨物の量の平準化、受渡し日時の集約等を行われていますか。	着荷主として、積載効率の向上等取組が適切かつ円滑に行われるよう、貨物の受渡しに係る部門間で連携されていますか。	☐
	配車・運行計画作成システムの導入等により、配車計画又は運行経路を最適化されていますか。		
	上記の取組が適切かつ円滑に行われるよう、貨物の運送に係る部門間で連携されていますか。		☐
荷待ち時間の短縮	貨物の入出荷時の日時等を分散させるため、集貨又は配達を行うべき場所に、一時に多数のトラックが集中して到着しないよう、当該場所の状況を把握されていますか。	貨物の入出荷時の日時等を分散させるため、集貨又は配達を行うべき場所に、一時に多数のトラックが集中して到着しないよう、当該場所の状況を把握されていますか。	☐
	トラックの荷待ち時間の短縮に向け、トラック予約受付システムの導入及びその適切な活用等により、トラックの到着日時を調整されていますか。	トラックの荷待ち時間の短縮に向け、トラック予約受付システムの導入及びその適切な活用等により、トラックの到着日時を調整されていますか。	☐
	寄託先に寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うこと等により、寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散させていますか。	寄託先に寄託物の入庫又は出庫の発注を早期に行うこと等により、寄託先における貨物の受渡しを行う日時を分散させていますか。	☐
荷役等時間の短縮	荷役等の効率化を図るため、一貫パレチゼーション実現のための標準仕様パレットをはじめとしたパレットや、荷役の効率化に資する輸送器具を導入していますか。	検品を効率的に実施するための機械を導入する等、検品の効率化を図っていますか。	☐
	標準仕様パレット等の使用や、荷役等を省力化するための貨物の荷造りを行ったり、フォークリフトや荷役等作業員の適切に配置する等の取組を進めていますか。	荷役等の効率化を図るため、フォークリフトや荷役等作業員の適切な配置等の取組を進めていますか。	☐
	着荷主(第2種荷主)や寄託先である倉庫業者等に対し、出荷情報を事前に通知したり、検品を効率的に実施するための機械を導入すること等により、検品の効率化を図っていますか。	荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保するなど、荷役等を円滑に行うことができる環境を整備されていますか。	☐
	荷役等に係る停留場所を貨物の量に応じて適正に確保するなど、荷役等を円滑に行うことができる環境を整備されていますか。		☐

法改正に関する情報



物流効率化法 理解促進ポータルサイト
<https://www.revised-logistics-act-portal.mlit.go.jp/>



国土交通省



経済産業省



農林水産省



全ト協

荷主企業の皆様へ

2025年4月から、全ての荷主(発荷主・着荷主)に物流効率化の取り組みの努力義務が課されました

政府目標(2028年度)

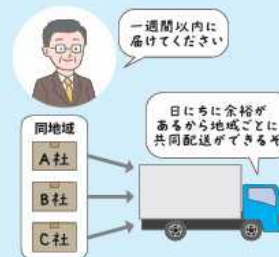
- ① 全国のトラック輸送のうち5割の運行で、1運行当たりの**荷待ち・荷役等時間**を**1時間短縮**(1回の受渡しごとの荷待ち時間・荷役等時間を原則1時間以内に短縮)
- ② 全国のトラック輸送のうち5割の車両で、**積載効率50%**を実現(全体の車両で積載効率44%に増加)

荷物を出す人も受け取る人も、全ての方の協力が必要です!

全ての荷主企業の努力義務

積載効率の向上

- 余裕を持ったリードタイムの設定
- 運送先の集約等



例：リードタイムの確保

荷待ち時間の短縮

- 適切な貨物の受取・引渡日時の指示
- 予約システムの導入等



例：トラック予約受付システムの導入

荷役等時間の短縮

- パレット等の利用、標準化
- 入出庫の効率化に資する資機材の配置
- 荷積み・荷卸し施設の改善等



例：同一パレットの利用や検品の効率化

2026年4月施行予定 一定規模以上の荷主企業^(※)の義務

(※) 荷主企業における一定規模の基準は、年間貨物取扱重量が90,000トン以上となる予定です

中長期計画の策定、提出

実施状況の定期報告

役員レベルの
物流統括責任者(CLO)の選任

取り組みが不十分な場合は、国が勧告・命令等を実施



国土交通省



公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

トラック適正化二法の概要(令和7年6月11日公布)

- ドライバーの担い手不足により、何もしなければ**2030年には輸送能力が34%不足**
- **物流は国民生活及び経済活動の基盤**であり、エッセンシャルワーカーである**トラックドライバーの経済的社会的地位の向上**等により、我が国の物流の持続可能性の確保及び国民経済の健全な発展を図るため、**トラックドライバーの適切な賃金の確保とトラック運送業界の質の向上**等を目的として、貨物自動車運送事業法を改正するとともに、それを担保するための新法を制定。

貨物自動車運送事業法の一部改正

1. 許可の更新制度の導入

トラック運送事業の許可について、**5年ごとの更新制**を導入

2. 「適正原価」を下回る運賃及び料金の制限

トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者へ運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「**適正原価**」を継続して下回らないことを確保

- (※)貨物利用運送事業者についても同様に規制
- (※)適正原価を支払わない荷主については、違反原因行為に該当するものとして是正指導を実施
- (※)標準的運賃については廃止

3. 委託次数の制限

トラック運送事業者及び貨物利用運送事業者は、元請として運送を引き受ける場合、**再委託の回数を二回以内に制限するよう努力義務化**

4. 違法な「白トラ」に係る荷主等の取締り

許可や届出なく有償で運送行為を行うトラック(いわゆる「**白トラ**」)の利用を**禁止(罰則付)**荷主等に対しては**是正指導も実施**

貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律

1. 基本方針の策定

(1)体制の整備

①許可の更新事務及び②事業適正化支援等を適切・効率的に実施できるよう**独立行政法人に行わせる等必要な体制を整備**

(2)財源の確保等

上記業務の実施に必要な費用を確保できるよう、**(1)①について更新手数料等**によるほか、**(1)②について広く社会で支える観点から財源措置を検討**

2. 法制上の措置等

政府は基本方針に基づき、必要な法制上の措置等を**本法律の施行後3年以内を目途として講じる**

3. 物流政策推進会議

政府は、物流に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、**物流政策推進会議を設置**

推進会議の下に、連絡調整を行うための関係者会議を設置

担保

貨物自動車運送事業法

○委託次数の制限
○違法な白トラに係る荷主等の取締
○書面交付義務等の利用運送事業者への適用

○許可基準追加、許可更新制度
○適正原価の遵守義務
○労働者処遇確保義務

更新の申請及び
審査の開始
(5年めどで一巡)

適正原価の告示

公 布

(令和7年6月11日)

施 行

(令和8年4月1日)

施 行

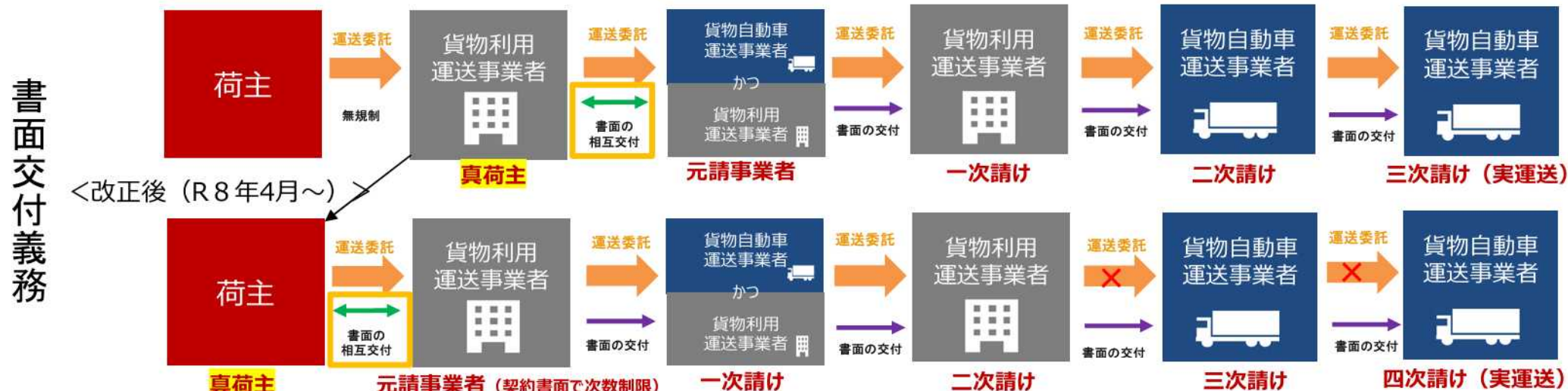
3 年以内

2 年
(経過措置)

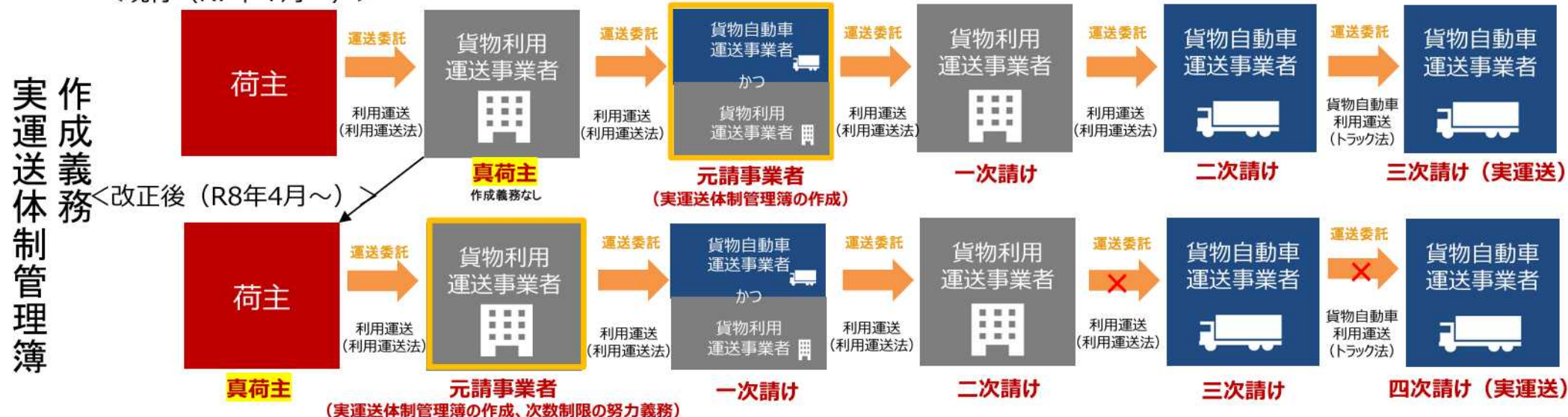
適正化二法(令和8年4月1日施行) 真荷主の定義

トラック法の「**真荷主**」の定義が**変更**されました。具体的には、**真荷主の範囲から**、貨物自動車運送事業者に加えて、**貨物利用運送事業者も除外**されました。令和8年4月1日より施行されます。

<現行 (R7年4月~)>



<現行 (R7年4月~)>



適正原価の設定に向けた現在の状況

概要

- 令和7年6月に成立・公布した貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和7年法律第60号）及び貨物自動車運送事業の適正化のための体制の整備等の推進に関する法律（令和7年法律第61号）により、トラック運送事業者が自ら貨物を運ぶときや、他のトラック運送事業者等に運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を継続して下回らないようにすることとされ、本規定については、同法の公布から3年以内に施行することとされているところ。
- これを受け、国土交通省、経済産業省、農林水産省等の行政機関、学識経験者、関係団体等を構成員とする「適正原価の設定に向けた有識者検討会」を立ち上げ、「適正原価」の適切な設定に向けた論点整理と方向性について、議論を行う。

構成員

令和8年7月時点

委員

【学識経験者】

- ・山内 弘隆 一橋大学名誉教授（座長）
- ・大島 弘明 流通経済大学流通情報学部教授
- ・首藤 若菜 立教大学経済学部教授
- ・西成 活裕 東京大学大学院工学系研究科教授
- ・二村 真理子 東京女子大学現代教養学部教授
- ・矢野 裕児 流通経済大学流通情報学部教授

【行政】

- ・岡野まさ子 国土交通省大臣官房総括審議官兼物流統括調整官
- ・木村 大 国土交通省大臣官房審議官（物流・自動車）
- ・高橋 一郎 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部長
- ・浅井 俊隆 経済産業省大臣官房審議官（商務・サービス担当）

専門委員

- ・（公社）全日本トラック協会
- ・全日本運輸産業労働組合連合会
- ・全国交通運輸労働組合総連合

オブザーバー

【行政】

- ・田邊 貴紀 公正取引委員会事務総局経済取引局調整課長
- ・川口 俊徳 厚生労働省労働基準局労働条件政策課長
- ・小高 篤志 中小企業庁事業環境部取引課長

【関係団体】

- ・（公社）全国通運連盟
- ・（一社）日本経済団体連合会
- ・日本商工会議所
- ・全国中小企業団体中央会
- ・全国商工会連合会
- ・全国農業協同組合中央会

今後の進め方（想定）

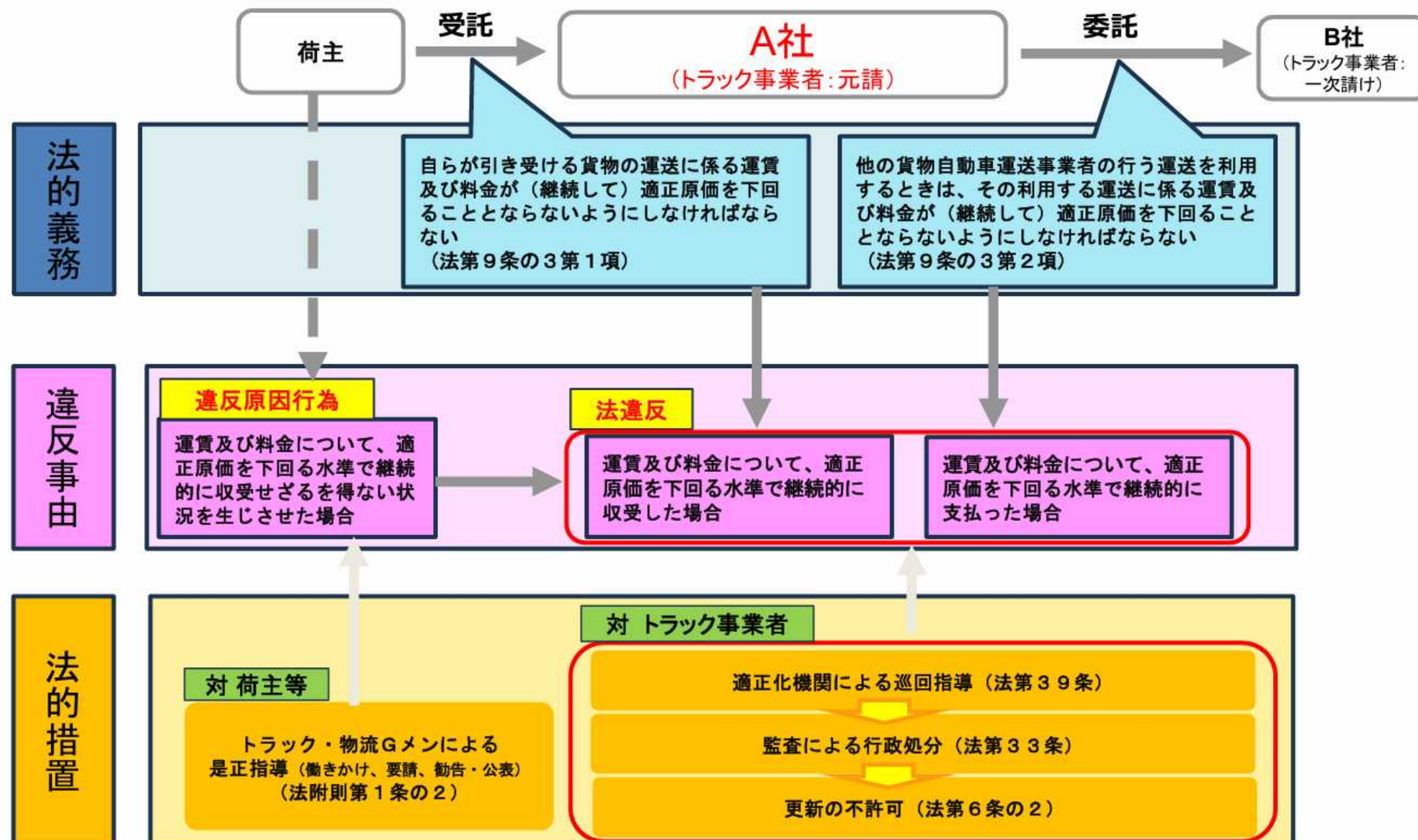
- 第1回検討会を7月17日に開催。その後は月1回の頻度で関係者ヒアリングや論点整理等を行い、年内を目途に提言とりまとめ。
- 提言を踏まえ、物流政策推進会議、運輸審議会を経て、「適正原価」を告示

提言のイメージ

- ・「適正原価」に関する基本的な考え方（適正原価の目的、定義・位置付けや制度設計等）
- ・「適正原価」の構成要素及び算出の枠組み
- ※「適正原価」の具体的な金額については議論しないことを想定

適正原価の設定に向けた現在の状況

- トラック運送事業者は、自ら貨物を運ぶときや、他の事業者へ運送を委託するときは、国土交通大臣が定める「適正原価」を下回らないことを確保しなければならない。
- 一般貨物自動車運送事業者であるA社に着目した場合における法的義務や違反時の法的措置等は以下のとおり。



トラック・物流Gメンについて

トラック・物流Gメンとは

物流の「2024年問題」を契機に、トラックドライバーの担い手不足の課題が顕在化し、荷主企業・元請事業者の理解と協力の下、荷待ち時間の削減や適正な運賃の收受等により、労働条件の改善が急務となっています。国土交通省では、適正な取引を阻害する行為を是正するため「トラック・物流Gメン」を組織し、トラック・物流Gメンが情報収集や、違反原因行為の疑いのある荷主・元請事業者等に対する是正指導を実施しています。

【是正指導の流れ】



トラック・物流Gメンについて(荷主等への対応)

トラック・物流Gメンが是正指導を行う対象 (違反原因行為又は無許可経営等原因行為)

1 長時間の荷待ち

荷主がトラック事業者に対して、
1時間以上の荷待ち又は
2時間以上の荷待ち・荷役等を
恒常的にさせている行為



2 契約にない付帯業務

荷主が契約にない、または、対価
について合意がなされていない附
帯業務をトラック事業者に行わせて
いる行為



3 運賃・料金の不当な据置き

荷主がトラック事業者からの
運賃・料金交渉に正当な理由なく
応じない行為



4 過積載運送の指示・容認

荷主が過積載運送(過積載のおそれ
を含む)となることを知りながら、
トラック事業者に対して積載の
指示又は容認を行う行為



5 異常気象時の運送依頼

異常気象時または、その前後において、
トラック事業者が輸送の中止を判断し、
荷主へその判断に至った理由等を
報告したにも係わらず、荷主が運送を
強要する行為



6 無理な運送依頼

荷主がトラック事業者に対して、法
又はこの法に基づく命令を遵守して
事業を遂行することを困難にさせる
無理な運送依頼を行う行為であって、
他の違反原因行為に該当しないもの



7 違法な白トラへの運送依頼

荷主等が違法な白トラ事業者に
運送を委託している疑いがある
場合



1~6
の情報
提供
窓口



7の
情報
提供
窓口



■ 荷主等の行動変容



■ 集中監視月間における情報収集、荷主訪問の実施



■ 公正取引委員会や中小企業庁との連携強化



■ 違法な白トラ対策

国土交通省

荷主等の皆様 白ナンバーのトラックに 有償で貨物の運送を委託していませんか？

貨物自動車運送事業法の許可を受けずに、有償で貨物の運送を行うことは違法です。

令和8年4月1日から
新たに荷主等が白ナンバーのトラックに有償で貨物の運送を委託した場合も、**貨物自動車運送事業法違反**となる可能性があります。

緑ナンバー

品川100-00-00

事業用

白ナンバー

品川100-00-00

白家用

違反した場合は 100万円以下の罰金

国土交通省

荷主等の皆様に貨物運送委託にあたって留意頂きたいこと

法改正により、いかなる人も「白ナンバーのトラック」に貨物の運送を有償で委託しては いけないことが明確化されました。

※注：自己の生業と密接不可分と判断される場合等、白ナンバーのトラックで貨物の有償運送が可能な場合もあります。（例えば、建設業請負契約を締結し、建設業の一環として、その業務に付随して運送を行っている白ナンバーのダンプトラック。ただし、運送行為のみを有償で行う場合は不可。）

荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となりえます。

違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等に対しては、令和8年4月1日から「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となります。

「トラック・物流Gメン」とは…

適正な取引を阻害する荷主等の行為を是正するために国土交通省が設置した専門部隊です。

貨物の運送の委託にあたっての個別具体的ご相談

最寄りの地方運輸局窓口までお問い合わせください。

○10月、11月をトラック・物流Gメンによる「集中監視月間」と位置づけ、適正な取引を阻害する疑いのある荷主や元請事業者に対する監視活動を強化。

○令和7年度はトラック事業者へ実施した悉皆調査を基に情報収集し、その結果、適正な取引を阻害する疑いのある荷主に対して「働きかけ」等の是正指導を実施。

令和7年度集中監視月間中の是正指導実施件数

- ・ 要請 0件
- ・ 働きかけ 8件

<違反原因行為の割合>

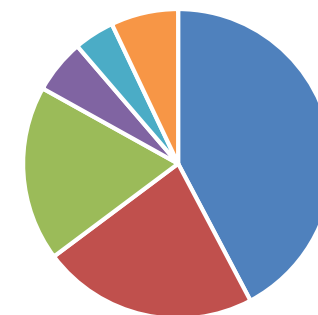
- ・ 長時間の荷待ち 60%
- ・ 契約に無い附帯業務 30%
- ・ 運賃・料金の不当な据置き — %
- ・ 過積載運送の指示・容認 — %
- ・ 異常気象時の運送依頼 10%
- ・ 無理な運送依頼 — %

<参考> ※令和元年7月~令和7年11月までの累計

- ・ 要請 5件
- ・ 働きかけ 54件

<違反原因行為の割合>

- ・ 長時間の荷待ち 42%
- ・ 契約に無い附帯業務 23%
- ・ 運賃・料金の不当な据置き 18%
- ・ 過積載運送の指示・容認 4%
- ・ 異常気象時の運送依頼 7%
- ・ 無理な運送依頼 6%



○違反原因行為の割合は「長時間の荷待ち」が多く、次いで「契約にない附帯業務」。
要因としては、長年の商慣行、荷主との関係性によるものと考えられる。

<荷主パトロール(周知啓発)>

荷主企業が集中している地域を中心にトラック運転者の現状や、トラック・物流Gメンの取り組み、トラック適正化二法による今後の動きなどを周知。

また、公正取引委員会東北事務所、東北経済産業局と合同での荷主パトロールを実施し、上記周知のほか取適法・振興法の説明等、物流業界全体の取引適正化について周知。

<ドライバーへの周知>

物流施設や、幹線道路沿い駐車スペースにおいてトラック・物流Gメンへの情報提供の呼びかけ等を実施。

<倉庫事業者等への周知>

宮城県内の倉庫事業者を巡回し周知活動。

自動車運送事業者の安全対策補助金

Ⅰ. 自動車運送事業の安全総合対策事業

申請受付期間

令和8年7月31日(金)10時～令和9年1月29日(金)17時

※予算の執行状況に応じ、申請受付期間内であっても、受付を終了する場合がございます。

支援策名	補助対象事業者	補助対象経費	補助上限額(補助率) ※1事業者あたり
運行管理の高度化 に対する支援	自動車運送事業者	以下の機器を導入する事業に要する経費 ①デジタル式運行管理記録計 ②映像記録型ドライブレコーダー ③デジタル式運行記録計・映像記録型ドライブレコーダーの一体型（通信機能付き一体型を含む） ※機器ごとに上限金額あり	80万円(1/3) ※条件により補助上限額120万円となる場合や補助率1/2となる場合がございます。 詳細はHPにてご確認ください。
	リース事業者		
過労運転防止のための先進的な取り組み に対する支援	自動車運送事業者	以下の機器を導入する事業に要する経費 ①ITを活用した遠隔地における点呼機器（IT点呼機器） ②遠隔点呼機器 ③自動点呼機器 ④運行中における運転手の疲労状態を測定する機器 ⑤休息期間における運転手の睡眠状態等を測定する機器 ⑥運行中の運行管理機器 ※一部機器ごとに上限金額あり	80万円(1/2)
	リース事業者		
健康起因事故防止を推進するための取り組み に対する支援	自動車運送事業者	以下の検査を事業用自動車の運転手に実施する事業に要する経費 ①睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査 ②脳MRI検診（頭部MRI検査、MRA検査） ③心臓超音波検査、心臓MRI、冠動脈CT、胸部単純CT検査、腹部単純CT検査、腹部超音波検査（腹部エコー検査） ④眼科検査（検診内容に視力検査、眼底検査、眼圧検査の全てを含むものに限る）	50万円(1/2)

申請受付期間

令和8年7月31日(金)10時～令和8年12月25日(金)17時

※予算の執行状況に応じ、申請受付期間内であっても、受付を終了する場合がございます。

支援策名	補助対象事業者	補助対象経費	補助上限額(補助率) ※1事業者あたり
社内安全教育の実施 に対する支援	自動車運送事業者	以下の外部教育を導入する事業に要する経費 ①事故防止コンサルティングの活用事業 ②貸切バス運転者の研修事業	▼①の場合 100万円(1/3) ▼②の場合 50万円(1/2)

補助対象期間※支援策共通

令和8年4月1日(水)～令和9年1月29日(金)

申請フロー＆よくあるご質問は裏面をご覧ください▶▶▶

申請の流れ

運行管理の高度化
に対する支援

過労運転防止のための
先進的な取り組みに対する支援

健康起因事故防止を推進するための
取り組みに対する支援

補助金受領まで3ステップ!

交付決定兼額確定

交付

STEP.1
事業実施

・補助対象となる機器を確認し導入
・補助対象となる研修を実施
※各支援策により異なる

STEP.2
交付申請兼
実績報告

STEP.3
請求申請

補助金
受領

社内安全教育の実施に対する支援

どちらのパターンも申請可能!

補助金受領まで4ステップ!

交付決定

額確定

交付

パターンA

STEP.1
事業実施

・補助対象となる研修を実施

STEP.2
交付申請

締切 令和8年12月25日(金)17時

STEP.3
実績報告

STEP.4
請求申請

補助金
受領

交付決定

額確定

交付

パターンB

STEP.1
交付申請

締切 令和8年12月25日(金)17時

STEP.2
事業実施

・補助対象となる研修を実施

STEP.3
実績報告

STEP.4
請求申請

補助金
受領

よくあるご質問

Q1. どのように申請したらよいですか?

A

令和8年度被害者保護増進等事業費補助金ホームページの申請システムで申請していただけます。

Q2. 予算状況によって期限前でも申請を締め切る可能性はありますか? (予算がなくなったら終了ですか?)

A

予算の消化率が90%を超過した場合、ホームページ上での予算消化率の表示を、受付終了間近である旨を示す表示に切り替えます。予算額の超過が発生した場合は、TOPPANの判断により申請受付を締め切ります。

補助金ホームページでよくある質問を公開しております。詳しくはホームページよりご確認ください。

お問合せ先

☎ 03-4446-4346

受付時間 9:00～18:00 ※土曜・日曜・祝日、及び年末年始を除く

※電話番号はお間違いのないようにお願いいたします。(通話料がかかります)

恐れ入りますが、一度かけて繋がらない場合は時間をずらしておかけいただくようお願いいたします。

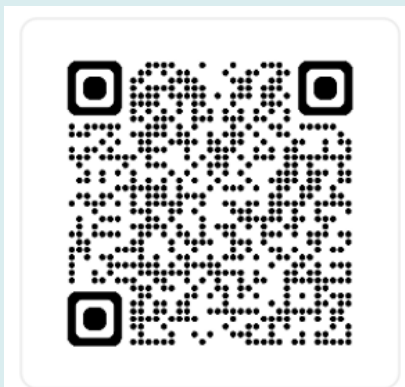


【連絡先】

宮城運輸支局 輸送・監査部門

TEL:022-235-2517(音声案内3番)

「物流効率化」ポータルサイト



貨物自動車運送事業法Q & A

